

トクヤマグループは、適正な納税が企業の果たすべき重要な社会的責任のひとつであると認識し、「トクヤマグループ行動憲章」のもと、『トクヤマグループ税務方針』（以下、「本方針」）を定め、トクヤマグループの全役職員にて遵守してまいります。

## 『トクヤマグループ税務方針』

### 1. 基本的な考え方

トクヤマグループは、事業活動を行う各国・地域において適用される税務関連法令を遵守し、適正な税務申告・納税を行います。

また、税務に関する国際ルールに準拠して事業活動を行い、適正な納税を通じて持続可能な社会の実現に寄与します。

### 2. 適用範囲

本方針は、トクヤマグループが行う全ての事業活動に適用します。

### 3. 税務プランニング

トクヤマグループは、事業活動を反映した公正、適正な税務プランニングを行います。税務に関する国際ルール、事業活動を行う各国・地域における法令を遵守し、税務リスクを最小限に抑えるように努めます。

また、事業目的や実態に沿わない意図的な租税回避行為やタックスハイブンを利用した濫用的な税務プランニングは行いません。

### 4. 移転価格税制への適切な対応

トクヤマグループは、国外関連者との取引にあたっては、各国・地域において適正な納税額となるために、OECD 移転価格ガイドライン等の国際ルールに従ってグループ会社間の取引価格を独立企業間原則に基づき設定しております。また、各国の移転価格税制に即した適切な移転価格文書の整備に努めています。

### 5. 二重課税の排除

トクヤマグループは、同一の経済的利益に対して複数の国・地域で二重課税が生じた場合、各国間の租税条約や相互協議を適用し、これを排除するよう努力します。

### 6. 税務当局との関係

トクヤマグループが事業活動を行う国や地域における税務当局と健全で良好な信頼関係を構築することに努めます。税務当局からの問い合わせに対しては、適時・適正に情報開示を行います。税務業務にともなう不確実性の低減および税の透明性を確保するため、合理的な説明が可能な税務処理を行うとともに、各国税務当局との見解相違が生じた場合にはこれを速やかに解消するように努めます。

また、税務当局から指導を受けた項目については、再発防止策を講じます。

2023年4月1日